

エネルギー環境負荷低減推進設備（新エネルギー利用設備等）
仕様等証明制度の実施要領

1 本要領の適用

この要領は、設備ユーザーが、自ら取得又は製作若しくは建設したエネルギー環境負荷低減推進設備について、当該設備の仕様等を証明する場合に適用する。

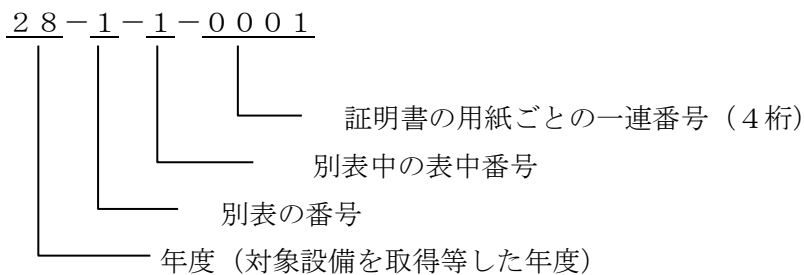
2 定義

- (1) この要領において「エネルギー環境負荷低減推進設備」とは、平成23年6月30日財務省告示第219号 別表1「新エネルギー利用設備等」のうち、番号1「太陽光発電設備」をいう。
- (2) この要領において「設備ユーザー」とは、エネルギー環境負荷低減推進設備を取得等し、環境関連投資促進税制の適用を受けようとする者をいう。

3 証明

- (1) 設備ユーザーは、証明書の申請に当たっては、当該設備を事業の用に供した日以降、証明書の用紙（別紙1参照）に必要事項を記載のうえ、所要の添付書類とともに一般社団法人太陽光発電協会（以下、「協会」という）に提出するものとする。
- (2) 協会は、設備ユーザーからの申請に基づき、記載された設備について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年八月三十日法律第百八号）における認定申請情報との照合により、同法における認定申請が無いことを確認するとともに、その他の記載内容の整合性を確認し、整理番号等を記入した上で、証明書を設備ユーザーに送付する。
なお、整理番号は年度（毎年4月1日から翌年3月31日までとする。）の次に設備の種類を表す数字を付すものとし、次の例による。

[整理番号のつけ方]



- (3) 設備ユーザーは、証明書の発行を受けた設備について、証明書に記載された内容の変更（当該変更の結果、証明事項の欄に記載された内容に変更が生じないものに限る。）を行う場合は、再証明申請を行うものとし、再証明の申請時に前回証明時の証明書（以下、「旧証明書」という）を添付することとする。
- (4) 協会は、(3)に係る申請を受けた場合、旧証明書に失効印を押印したうえで、再証明に係る証明書（以下、「再証明書」という）を設備ユーザーに送付する際に、併せて送付する。再証明に係る確認等の手続については、(2)の規定に準じる。
- (5) 設備ユーザーは、証明書の発行を受けた設備について、証明書に記載された内容の変更（当該変更の結果、証明事項の欄に記載された内容に変更が生じるものに限る。）を行う場合は、旧証

明書及び失効申請書（別紙２）を協会に提出するものとする。

- （６）協会は、（５）に係る提出を受けた場合、旧証明書に失効印を押印し、設備ユーザーに送付する。
- （７）資源エネルギー庁は、協会に対し、四半期（４月１日～６月３０日、７月１日～９月３０日、１０月１日～１２月３１日、１月１日～３月３１日）ごとの証明書等の発行状況を、エネルギー環境負荷低減推進設備仕様等証明書発行状況報告書（別紙３）及び関係書類の写しにより報告させることができる。
- （８）確認等に当たり内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁と協議の上、処理するものとする。

４ 実施期日

この要領は、平成２８年４月１日から実施する。

以上

(参考)

証明制度の仕組み

